議会レポート

町議会第6回定例会（12月議会）が、12月3日から17日までの15日間の会期で開かれ、12件の議案と3件の請願の審議・審査が行われました。

人事案件

◇人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

→原案どおり可決

説明　任期満了に伴い、加藤美知子氏〈常木〉を引き続き人権擁護委員として法務大臣に推薦することに対して、議会の意見を求めたものです。

平成21年度補正予算

◇一般会計補正予算（第2号）

◇国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

◇下水道事業特別会計補正予算（第2号）

◇農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

◇水道事業会計補正予算（第2号）

→5議案とも原案どおり可決

説明　補正額は別表のとおりです。

条例の制定・改正

◇寄居町選挙公報発行条例の制定

説明　町議会議員又は町長選挙の際に、候補者の政見等を掲載した選挙公報を発行することについて定めたものです。

◇寄居町在宅重度心身障害者手当支給条例の一部改正

→2議案とも原案どおり可決

請願

◇所得税法第56条の廃止について

説明　中小零細業者のため、自家労賃を必要経費として認めることを求めたものです。

→不採択

◇保育所の運営について

説明　児童福祉施設最低基準の堅持を求めたものです。

→不採択

◇食糧の自給力向上と、食の安全・安心の回復に向けて食品表示制度の抜本改正について国への意見書提出を求めます

説明　加工食品の原産地表示、遺伝子組み換え食品・クローン家畜由来食品の表示義務化を求めたものです。

→継続審査

議員提出議案

◇農業委員会委員の推薦（2議案）

説明　津久井幹雄氏と押田秀夫氏を推薦するものです。

◇電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書提出

説明　平成22年度末で期限切れとなるダム発電に対する交付金の期間延長を求めるものです。

→3議案とも原案どおり可決

その他の議案

◇埼玉県市町村総合事務組合の規約変更

→原案どおり可決

平成21年第5回臨時会が開催されました。

11月20日に臨時議会が招集され、5議案の審議が行われました。

条例の改正

◇議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正

◇町長及び副町長の給与等に関する条例の一部改正

◇教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正

◇寄居町職員の給与に関する条例等の一部改正

◇技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

説明　町議会議員・町長・副町長・教育長・町職員の期末手当等の支給率を、年間で0・35月分削減する等の改定を行うものです。

→5議案とも原案どおり可決

問い合わせ／議会事務局（☎581・2121内線340）へ。

ありがとう善意の寄附

次の方々から寄附をいただきました。温かな善意に感謝し、ご報告します。

【産業振興のため】

▼金10、000、000円＝大字寄居　髙田和久　様

【町の学校教育推進のため】

▼20kg詰肥料「レッツゴーゆうき」（450袋）＝よりいコンポスト株式会社　代表取締役　鈴木治夫　様

【社会福祉のため】

▼金60、000円＝四商工会青年部チャリティゴルフ実行委員会　委員長　夏川隆義　様

▼金3、000円＝匿名

▼金150、000円＝株式会社森林公園ゴルフ倶楽部　代表取締役　白石大史　様

▼点字図書、CD図書、大活字図書＝東京電力株式会社埼玉支店　熊谷支社長　小沼俊彦　様

【町立保育所の子どもに新米を食べてもらいたいため】

▼新米（60kg）＝大字富田　嶋﨑　璋　様

【町立保育所等の絵本の充実のため】

▼図書カード（2万円×5枚）＝寄居地区更生保護女性会　会長　峯岸佳子　様

別表　平成21年度寄居町議会第6回定例会補正予算

単位：千円

区分		補正前の額	補正額	総額
一般会計		9,485,626	32,887	9,518,513
国民健康保険特別会計		3,757,017	23,082	3,780,099
下水道事業特別会計		862,660	△11,167	851,493
農業集落排水事業特別会計		284,739	777	285,516
水道事業会計	収益的収入	878,327	—	878,327
	収益的支出	841,503	△1,856	839,647
	資本的収入	423,175	△55,000	368,175
	資本的支出	853,524	△1,520	852,004

確定申告に関するお知らせ

所得税の確定申告は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じたすべての所得の金額と、それに対する所得税の額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などとの過不足を精算する手続です。

※日本国内に住所を持っている方や現在まで引き続いて1年以上居所がある方は、所得が生じた場所が国の内外を問わず、そのすべての所得について所得税を納める義務があります。

国税庁ホームページは http://www.nta.go.jp/

熊谷税務署からのお知らせ

確定申告受付のご案内

平成21年分の所得税の確定申告の受け付けは、2月16日（火）～3月15日（月）です。

今年の確定申告期間中は平日（月～金曜日）以外でも2月21日と28日の日曜日に限り、熊谷税務署で申告書の受け付けを行います。

パソコンを利用して申告書を作成してみませんか

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用すると24時間いつでも医療費控除や住宅借入金等特別控除などの所得税の確定申告書や、青色申告決算書・消費税の申告書などが作成できます。また、e-Tax（国税電子申告・納税システム）を利用して提出できます。

e-Taxでらくらく申告

インターネットを利用してご自宅から確定申告や税務手続き、納税を行うことができます。また、次のようなメリットがあります。

①最高5、000円の税額控除

平成21年分の所得税の確定申告を本人の電子署名および電子証明書を付して、申告期限内にe-Taxで行うと、所得税額から最高5、000円の控除ができます（平成19年分または20年分の確定申告でこの控除を受けた方は受けられません）。

②添付書類の提出省略

医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容（病院等の名称や支払金額等）を入力して送信することにより、これらの書類の提出または提示を省略することができます（ただし、確定申告期限から3年間は税務署から書類の提出または提示を求められることがあります）。

③還付金がスピーディー

e-Taxで申告された還付申告は早期処理しています。

e-Taxの利用に際しては、電子証明書の取得（手数料が必要です）やICカードリーダーライターの購入などの事前準備が必要です。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

税務署・市町以外の申告会場を設けました

期間／2月15日（月）～3月11日（木）※土・日曜日・祝日を除く。

受付時間／午前9時30分～午後3時30分（正午～午後1時を除く）

場所／深谷コミュニティセンター（深谷市本住町17―1、JR深谷駅徒歩15分）

対象／①給与所得の方で医療費控除や住宅借入金等特別控除の申告をされる方②平成21年中に中途退職された方など年末調整がお済でない方③公的年金などを受給している方④給与・雑・配当・一時所得のみの方

※事業所得、不動産所得、譲渡所得及び贈与税・消費税についての申告はお受けできません。国税庁のホームページをご覧いただくか税務署までお越しください。

問い合わせ／熊谷税務署（自動音声案内☎521・2905）へ。

関東信越税理士会熊谷支部からのお知らせ

税理士による確定申告無料相談

2月1日（月）～15日（月）の間（土・日曜日、祝日を除く）、各税理士事務所では、次に該当する方を対象に確定申告相談と申告書の作成指導を無料で行いますので、事務局または最寄りの税理士事務所へ事前に電話連絡のうえ、ご利用ください。

対象／①年金所得のある方、②給与所得のある方で医療費控除を受けようとする方、③年の途中で退職または就職した方

※②・③については所得金額300万円以下が要件となります。

問い合わせ／事務局・関東信越税理士会熊谷支部（☎521・3312）へ。

大里広域市町村圏組合からのお知らせ

おむつ代の医療費控除について

介護保険による要介護認定を受けて、おむつを使用されている方が、確定申告で医療費控除を受ける場合には、医師が発行する「おむつ使用証明書」に代えて、保険者（大里広域市町村圏組合）が発行する「おむつ使用確認書」でも医療費控除の対象となります。ただし、次の要件をすべて満たすことが必要です。

①平成21年中に要介護認定有効期間があること

②要介護認定のための主治医意見書で、寝たきり状態にあり、尿失禁の発生可能性が確認できること

③おむつ代の医療費控除を受けるのが、2年目以降であること（初めての方は、医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要です）

問い合わせ／大里広域市町村圏組合介護保険課（☎501・1330）または大里広域寄居介護保険事務所（健康福祉課内、☎581・2121内線123・124）へ。